

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居住費及び食事にかかる自己負担額の合計金額をお支払いください。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

■ユニット型特養(1割負担の場合)

(1単位=10.00円)

1. ご契約者の要介護度 (単位数)とサービス 利用料金	要介護度1 (682単位) 6,820円	要介護度2 (753単位) 7,530円	要介護度3 (828単位) 8,280円	要介護度4 (901単位) 9,010円	要介護度5 (971単位) 9,710円
2. うち、介護保険から付される金額	6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	682円	753円	828円	901円	971円
4. 食事に係る自己負担額	1日 1,445円 【第1段階 300円 第2段階 390円 第3段階(①650円・②1,360円)】				
5. 居室に係る自己負担額	1日 2,066円 【第1段階・第2段階 880円 第3段階(①1,370円・②1,370円)】				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,193円	4,264円	4,339円	4,412円	4,482円

「特定入所者介護サービス費」制度

(段階区分で1~3の方は、以下の表のとおり自己負担額が軽減されます。)

※下記の負担軽減制度をご利用できるのは、介護保険負担限度額認定証を交付されている方です。認定証をお持ちの方は、ご利用時に提示してください。(1日あたり)

区分	所得要件	資産要件	居住費	食費
第1段階	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	預貯金等が1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	880円	300円
第2段階	世帯の全員 (世帯を分離している配偶者を含む)が 住民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下の方	880円	390円
第3段階	税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下の方	1,370円	650円
		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超の方	1,370円	1,360円
(第4段階) 利用者負担 基準費用額	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民課税者がいる方 本人が住民税課税の方 配偶者が住民課税されている方(世帯が分離している配偶者を含む)	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方	2,066円	1,445円

■加算

(1 単位=10.00 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
初期加算	30 単位	300 円	270 円	30 円	入所後30日を 限度
個別機能訓練加算	12 単位	120 円	108 円	12 円	
療養食加算	6 単位	60 円	54 円	6 円	1日につき3回 を限度
退所時情報提供加算	250 単位	2250 円	810 円	250 円	1人につき1回 を限度
安全対策体制加算	20 単位	200 円	180 円	20 円	入所時1回を 限度
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位	500 円	450 円	50 円	1月単位で 加算
看護体制加算(Ⅱ)イ	23 単位	230 円	207 円	23 円	
看取り介護加算	72 単位	720 円	648 円	72 円	死亡日45日前 ~31日前
	144 単位	1,440 円	1,296 円	144 円	死亡日30日前 ~4日前
	680 単位	6,800 円	6,120 円	680 円	死亡日前々日、 前日
	1,280 単位	12,800 円	11,520 円	1,280 円	死亡日
入院・外泊	246 単位	2,460 円	2,214 円	246 円	1月に6日を 限度
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18 単位	180 円	162 円	18 円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位	60 円	54 円	6 円	1項目のみ 算定
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位	60 円	54 円	6 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 13.6%を乗じた単位数				

※ 加算につきましては、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算されます。又、職員体制の変動により変更させていただくことがあります。

<サービス利用料金…1日あたり>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護状態に応じた金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

■短期入所生活介護施設(1割負担の場合)

	介護度別 自己負担額	負担限度額 段 階	居 住 費 (滞 在 費)	食 費	1日あたりの 自己負担額	
要支援1	529円	第1段階	880円	300円	1,709円	
		第2段階	880円	600円	2,009円	
		第3段階	①	1,370円	1,000円	3,428円
			②	1,370円	1,300円	3,199円
		第4段階	2,066円	1,445円	4,040円	
要支援2	656円	第1段階	880円	300円	1,836円	
		第2段階	880円	600円	2,136円	
		第3段階	①	1,370円	1,000円	3,026円
			②	1,370円	1,300円	3,326円
		第4段階	2,066円	1,445円	4,167円	
要介護1	704円	第1段階	880円	300円	1,884円	
		第2段階	880円	600円	2,184円	
		第3段階	①	1,370円	1,000円	3,074円
			②	1,370円	1,300円	3,374円
		第4段階	2,066円	1,445円	4,215円	
要介護2	772円	第1段階	880円	300円	1,952円	
		第2段階	880円	600円	2,252円	
		第3段階	①	1,370円	1,000円	3,142円
			②	1,370円	1,300円	3,442円
		第4段階	2,066円	1,445円	4,283円	
要介護3	847円	第1段階	880円	300円	2,027円	
		第2段階	880円	600円	2,327円	
		第3段階	①	1,370円	1,000円	3,217円
			②	1,370円	1,300円	3,517円
		第4段階	2,066円	1,445円	4,358円	
要介護4	918円	第1段階	880円	300円	2,098円	
		第2段階	880円	600円	2,398円	
		第3段階	①	1,370円	1,000円	3,288円
			②	1,370円	1,300円	3,588円
		第4段階	2,066円	1,445円	4,429円	
要介護5	987円	第1段階	880円	300円	2,167円	
		第2段階	880円	600円	2,467円	
		第3段階	①	1,370円	1,000円	3,357円
			②	1,370円	1,300円	3,657円
		第4段階	2,066円	1,445円	4,498円	

※食費1日 1,445円

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、

ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

■加算

(1 単位:10.00 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
機能訓練体制加算	12 単位	120 円	108 円	12 円	
緊急短期入所受入加算	90 単位	900 円	810 円	90 円	7 日を限度
看護体制加算Ⅱ	8 単位	80 円	72 円	8 円	
療養食加算	8 単位	80 円	72 円	8 円	
看取り連携体制加算	64 単位	640 円	576 円	64 円	7 日を限度
口腔連携強化加算	50 単位	500 円	450 円	50 円	1 月に 1 回を限度
送迎加算	184 単位	1,840 円	1,656 円	184 円	片道
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 13.6%を乗じた単位数				

※加算につきましては、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算されます。又、職員体制の変動等により変更させていただく事があります。

※自己負担額について、上記の金額は、厚生労働省が定める介護報酬単価に、当該事業所における地域区分の単価(1単位=10.00円)を乗じた金額を基に算出した1日あたりの金額です。実際の請求では、1月あたりの総介護報酬単価に地域区分の単価を乗じるため、具体的な金額には多少の差異が生じる事がありますのでご了承ください。

「特定入所者介護サービス費」制度

(段階区分で1~3の方は、以下の表のとおり自己負担額が軽減されます。)

※下記の負担軽減制度をご利用できるのは、介護保険負担限度額認定証を交付されている方です。認定証をお持ちの方は、ご利用時に提示してください。

(1日あたり)

区分	所得要件	資産要件	居住費	食費
第1段階	世帯の全員 老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	預貯金等が1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	880円	300円
第2段階	(世帯を分離している配偶者を含む)が 住民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下の方	880円	600円
第3段階	①	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下の方	1,370円	1,000円
	②	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超の方	1,370円	1,300円
(第4段階) 利用者負担 基準費用額	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民課税者がいる方 本人が住民税課税の方 配偶者が住民課税されている方(世帯が分離している配偶者を含む)	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方	2,066円	1,445円